掲示期間9.15-9.24

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年９月１５日

新潟市病院事業管理者　五十嵐　修一

新潟市民病院管理規程第１３号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成２０年新潟市民病院管理規程第２５号）の一部を次のように改正する。

第１条第１６号の次に次の１号を加える。

（１６）の２　助産師ケア料　１件につき　１，８７０円

第１条第２９号を次のように改める。

（２９）　削除

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の規定は、この規程の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。